

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会規約</p> <p>(設置) 第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第十九条の規定に基づき、<u>札幌駅・大通駅周辺地域</u>都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)を組織する。</p> <p>(目的) 第二条 協議会は、<u>札幌駅・大通駅周辺地域</u>における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p>(第三条～第十五条 略)</p> <p>附 則 この規約は、平成二十四年五月十五日から施行する。</p>	<p>札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約</p> <p>(設置) 第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第十九条の規定に基づき、<u>札幌都心地域</u>都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)を組織する。</p> <p>(目的) 第二条 協議会は、<u>札幌都心地域</u>における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附 則 この規約は、平成二十四年五月十五日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成二十五年 月 日から施行する。</p>	<p>地域名変更に伴う改正</p> <p>地域名変更に伴う改正</p> <p>地域名変更に伴う改正</p>